

動物用ワクチンの添加剤として使用する成分

1 評価要請の背景

- (1) 動物用ワクチンには、接種動物に十分な免疫を付与するために抗原を注射部位に留まらせる成分（アジュバント）を含有するものがあり、これらのワクチンには、アジュバント等が注射部位から消失するまでの期間に基づき、使用制限期間（と畜場等への出荷前のワクチンを接種しないこととされている期間）が設定されてきた。
- (2) 農林水産省は2014年度、食品安全委員会に評価を要請し、使用制限期間の設定の考え方を見直した。すなわち、食品安全委員会において「動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて人への健康影響は無視できると考えられる」とされた成分のみを添加剤として使用するワクチンは、使用制限期間の設定は不要とした。
- (3) 以上を踏まえ、今般、動物用ワクチンの添加剤として2に掲げる成分を使用することについて食品健康影響評価を要請するものである。

2 評価を要請する成分

- ① グルタルアルデヒド
- ② ジエチルアミノエチル-デキストラン【DEAE-デキストラン】
- ③ ストレプトマイシン硫酸塩
- ④ バニリン【ワニリン】
- ⑤ 2-フェノキシエタノール
- ⑥ ポリアクリル酸ナトリウム
- ⑦ ポリビニルアルコール
- ⑧ 食用青色1号【ブリリアントブルーFCF】
- ⑨ 食用赤色102号【ニューコクシン】
- ⑩ 水酸化カリウム【カセイカリ】
- ⑪ 水素添加大豆レシチン【水添レシチン】

※【 】内は別名